

～もう一度選挙に行きたい！を実現しよう～

通信 10号

2013. 1. 17

“成年被後見人に選挙権の回復を”

2013

東京地裁はいよいよ 結審へ！

東京地裁 1/24 傍聴をお願いします！！

成年後見人を付けると、公職選挙法11条1項1号の規定によって被後見人の選挙権が失われます！今まで、選挙に行っていたのに、行けなくなるのです。

このことが「成人者による普通選挙を保障する」とした憲法に違反すると訴え、公職選挙法11条1項1号の規定の削除を求め、選挙権回復を獲得する裁判なのです。平成23年2月1日に提訴し、5月11日が裁判スタートでした。それから2年、8回目の口頭弁論で、いよいよ結審となる予定です。（判決はその次です）

今回、原告側は、もうひと押し！の意見陳述を申し入れています。

私たちは、あられる傍聴者の数と、傍聴席からの真摯な思いと眼差しで、後押ししましょう。どうぞよろしくお願い致します。

◆ **東京地裁 第8回口頭弁論** 約100人が傍聴できる103号法廷をいっぱい！

日時：平成25年 1月24日（木）13時45分

※規定人数を超えた場合抽選のため、**午後1時15分までに 東京地裁正門入口前**においでください。（時間厳守です！）

場所：**東京地方裁判所 103号法廷**。ただし上記※のとおり傍聴券をお受け取りください。
（丸ノ内線、日比谷線、千代田線「霞ヶ関駅」A1出口より徒歩1分）

◆ **裁判後の報告会**

日時：平成25年 1月24日（金）14時30分 ～

場所：**第一天徳ビル 4階 大会議室**（港区虎ノ門1-13-5）

初めての
会場です

地裁正面門を出て、左折し桜田通りに沿って虎ノ門（交差点）まで直進します（10分弱）。外堀通りを横断したら左折し、50メートルくらい進んだところにある三菱東京UFJ銀行（虎ノ門支店）手前を右折し、右側6軒目のビルです。徒歩12分程です。

情報

①

お待たせしました！

全国集会 を開催します。

注目！！

集会の位置づけ

成年後見制度における被後見人の選挙権が剥奪される問題について、現在、選挙権回復を求める裁判が東京・さいたま・京都・札幌で行われています。このうち、東京地裁では本年1月24日に結審が予定されており、今春にも判決が出される見込みとなっています。

本件問題については、多くの当事者・関係者が解決に向けて様々なかたちで運動に携わっていますが、東京地裁の結審・判決とタイミングを合わせて、あらためて本件問題の啓発、判決後の動きの統一、法改正への呼びかけを行う必要を感じており、その一環として知的障害、発達障害関係者を主な対象とする集会の開催を企画しています。

以下の**案**で検討しています。

★ 弁護士と全日本育成会との共催

★ 集会の名称 (仮) 「もう一度選挙に行きたい！」

～成年被後見人に選挙権の回復を！公職選挙法11条1項1号の撤廃へ向けて～

★ 日時・会場

3月24日(日) 13時～16時

日比谷図書文化館・大ホール(東京都千代田区日比谷公園1番4号)(200名以上収容)

★ プログラム案 ※13時～16時の3時間の仮企画

- ・開会の挨拶(弁護士か育成会)
- ・裁判と運動の趣旨と、各地裁の状況の報告
- ・竹中先生と戸波先生に打診
- ・裁判の当事者から
- ・育成会から署名の報告と今後の運動について
- ・質疑応答、意見交換
- ・閉会の挨拶(弁護士か育成会)

※ 国会議員の参加があれば、適時コメントを求める。

★ その他 後援団体を関係団体に依頼中。

ひと足早めのお知らせ。
手帳にメモしてね。
案内チラシは確定次第、
作成いたします。

情報

②

日本弁護士連合会の人権救済で 勧告が出されました。

(平成24年12月25日付)

概要

内閣総理大臣、総務大臣、衆参両院議長 宛て の勧告

ダウン症により療育手帳を持つ申立人は、約25年に渡り選挙権を行使してきたが、家庭裁判所で後見開始の審判を受け成年被後見人となったことから、公職選挙法の規定により選挙権を失った。

公職選挙法11条1項1号が成年被後見人の選挙権を一律かつ全面的に剥奪していること



は、成年者による普通選挙を定めた憲法15条1項、同条3項に反しており、成年被後見人の選挙権を不当に侵害するものであるとして、速やかに公職選挙法11条1項1号を削除する法改正を行うことを勧告した。



調査報告書には、詳細な記述がされていますので、以下のHPで是非お読みください。

■成年被後見人の選挙権喪失に関する人権救済申立事件（勧告へ）

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/complaint/year/2012/2012_9.html

その最後の結論のみ、以下に記載します。

第10 結論

以上述べてきたとおり、公職選挙法11条1項1号は、成年被後見人は「選挙権を有しない」とし、成年被後見人の選挙権を一律かつ全面的に剥奪する規定であるところ、同規定は成年被後見人の選挙権を不当に剥奪する規定であり、成年者による普通選挙を定めた憲法15条1項、同条3項に反する。よって、当連合会は、内閣総理大臣、総務大臣、衆議院及び参議院に対し、速やかに公職選挙法11条1項1号を削除する法改正を行うことを勧告する。



レポート no.6

★ 感想 東京訴訟の傍聴と報告集会に参加して ★

沼澤佳枝（ぬまさわ・よしえ）

10月26日、初めて、成年後見選挙権東京訴訟の傍聴と報告集会に参加させて頂きました。私は、今年の司法試験に合格し、11月末から、裁判官、検察官、あるいは弁護士となるための訓練を受ける予定です。これからどのような法律家を目指そうかと思案する中、成年後見選挙権訴訟を知り、法律を学ぶ者として、成年被後見人になると選挙権を失う、という事実を知らなかったことに恥ずかしさを感じるとともに、当事者の方々に会ってお話を伺って考えを深めたいと思い、参加させて頂きました。

報告集会では、当事者の方々が候補者を選び投票するまでの過程を具体的に伺うことができ、大変勉強になりました。と同時に、当事者の方やご家族の方が、選挙権を失うという問題に直面して、どれだけ悩み、権利の回復を望んでいらっしゃるのか、その思いをヒシヒシと感じました。

また、選挙権を持たない人の声は政治家に届かないとのお話を聞いて、自分は机の上で法律学を学んでいただけだったと気づきました。選挙権が何故に重要な権利なのか、保障されなければならないのか、頭で理解するだけでなく、初めて腑に落ちた感じが致しました。

このような重要なことに気づかせてくださった皆様に感謝しますとともに、どのような法律家になるにせよ、法律家の責務が社会正義の実現であることを肝に銘じ、これからも成年後見選挙権の問題に目を向けさせて頂きたいと思えます。

最後になりましたが、初参加の私を温かく迎え入れて下さいました、成年後見選挙権を考える会の皆様、東京訴訟主任弁護士の杉浦ひとみ先生はじめ弁護士の先生方、ありがとうございました。

また皆様にお会いできますことを願っております。



〔裁判の予定〕 傍聴席を満席にしましょう！

東京訴訟	第八回口頭弁論	東京地裁 103 号法廷 1 / 2 4 (木) 13 時 45 分 (13:15 集合)
さいたま訴訟	第八回口頭弁論	さいたま地裁 105 号法廷 2 / 2 7 (水) 11 時半～(11 時集合)
京都訴訟	第八回口頭弁論	京都地裁 101 号法廷 3 / 5 (火) 13 時 30 分～
札幌訴訟	第七回口頭弁論	札幌地裁 805 号法廷 3 / 1 2 (火) 11 時～

カンパのお願い

今後、成年被後見人の選挙権を巡る裁判や各地の運動は、広がりや繋がりを深めていくことが必要です。長期になることも予想されます。そこでこの度、**〔カンパ口座〕**を設けさせていただきました。

皆様からいただいたカンパは、当面は、この弁護団が関わる東京、埼玉での裁判やこれに関わる運動に使わせていただき、関わる裁判や運動の範囲が広がっていった場合は使用の範囲も拡大することになると思いますが、その際は改めて通信などでご連絡させていただく予定です。

具体的な用途： 集会の会場費・雑費、講師謝礼・交通費、遠方で集会を行う際の交通費、関連資料印刷代・郵送費、その他広報費用、**裁判での意見書謝礼**等
ご趣旨にご賛同いただける場合、下記口座宛てにカンパをお願いできればと思います。

(2011. 7. 17 後見選挙権訴訟弁護団一同 成年後見選挙権を考える会一同)

カンパ口座

三菱東京UFJ銀行 鷹の台出張所

普通 0037455

口座名 成年後見選挙権を考える会

セイネンコウケンセンキョケンヲカンガエルカイ

ありがとう



☆ 〓 みなさまからの寄稿をお待ちしています。原告や弁護団へのエール、裁判に思うこと、成年後見制度に関する意見・質問、各地での学習会情報、等々・・・
どうぞお寄せください。お待ちしております。

後見選挙権訴訟に関する問合せ：

後見選挙権訴訟弁護団 杉浦ひとみ (東京アドヴォカシー法律事務所)

TEL 03-3816-2061 FAX 03-3816-2063 sugiura@law.email.ne.jp

さいたまの裁判に関する問合せ：

後見選挙権訴訟弁護団 関哉直人 (五百蔵洋一法律事務所)

TEL 03-5501-2151 FAX 03-5501-2150 sekiya@nekonet.ne.jp

その他： 成年後見選挙権を考える会 (通信等) 村山 園 090-9818-5353

sono0424@mx4.ttcn.ne.jp

『成年後見制度選挙権を考える会』のホームページもご覧ください。

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~seinenkoukensenkkyoken0201/>